系統連系規程(JESC E0019)のスリップモード周波数シフト方式に係わる一部改定「内線規程(JESC E0005)」の全面改定「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設(JESC E6001)」の改定,及び「バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設(JESC E6002)」の改定の審議について

日 電 規 委 23 第 016 号 平 成 23 年 10 月 26 日 日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は,民間自主規格「系統連系規程(JESC E0019))のスリップモード周波数シフト方式に係わる一部改定,「内線規程(JESC E0005)」の全面改定,及び電気設備の技術基準の解釈に引用されている「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設(JESC E6001)」、「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設(JESC E6002)」の改定について,平成 23 年 12 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので,お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 系統連系専門部会;スリップモード周波数シフト方式に係わる系統連系規程(JESC E0019) の一部改定について
- (2) 需要設備専門部会;「内線規程 (JESC E0005)」の全面改定について
- (3) 需要設備専門部会;「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設(JESC E6001)」の改 定について
- (4) 需要設備専門部会;「バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設(JESC E6002)」の改定について
- 2.案件の趣旨,目的,内容等について
 - (1) スリップモード周波数シフト方式に係わる系統連系規程(JESC E0019)の一部改定について
 - a.改定案を策定した委員会名
 - (社)日本電気協会の系統連系専門部会
 - b.改定案の趣旨,目的,内容等

同一系統内に複数の分散型電源が連系される場合,能動的方式の単独運転検出機能が相互 干渉を起こすおそれがあることから,各分散型電源の相互干渉の有無について確認する必要 があります。分散型電源の普及拡大に伴い,同一系統内での複数台連系となるケースが多数 発生しており,能動的方式の相互干渉の有無の確認に多大な時間を要しています。

このため, NEDO 事業「水素社会構築共通基盤整備事業(平成 17~21 年度)」の中で実施された単独運転検出技術検証プロジェクトにおいて,能動的方式の1つの方式である「スリップモード周波数シフト方式」を複数台連系したときの相互干渉の有無,検出有効性などにつ

いて検証が行われ,当該方式同士では相互干渉等に起因する検出時間の大幅な遅れが生じないことが確認できました。その内容について「系統連系規程」へ反映することの審議,評価を行うものです。

- (2) 「内線規程 (JESC E0005)」の全面改定について
 - a,改正案を策定した委員会名
 - (社)日本電気協会の需要設備専門部会
 - b.改正案の趣旨,目的,内容等について

「内線規程」は、(社)日本電気協会の電気技術規程(JEAC 8001)として昭和 43 年に制定されて以来、需要場所における電気工作物の設計、施工、維持、検査の業務に従事する人が保安上守るべき技術的事項を定めた民間自主規格として広く活用されており、平成 12 年 6 月に日本電気技術規格委員会の規格(JESC E0005(2000))として制定しました。

今回の改定は、需要設備専門部会において実施したアンケート調査などを基に「規定内容の見直し」、「規定内容の明確化」、「電気設備の技術基準の解釈改正に伴う規定の追加」及び「関連規格(JIS など)の制定・改正に伴う規定の見直し」を行ったもので、この改定について審議、評価を行うものです。

- (3) 「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設 (JESC E6001)」の改定について
 - a.改正案を策定した委員会名
 - (社)日本電気協会 需要設備専門部会
 - b.改正案の趣旨,目的,内容等について

当該規格は電技解釈に引用されている規格であって、制定から約10年が経過していたことから、 JESC 運営要領に基づき規定内容の確認を行いました。確認の結果、引続き電技解釈への引用は 適正であると判断されましたが、当該規格内の技術的規定で引用している JIS 規格が改正されたこと 等から、改定を行うことの審議、評価を行うものです。

また,この改定より,本規格を引用している電技解釈第 113 条の改正要請も合わせて行うものです。

- (4)「バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設(JESC E6002)」の改定について
 - a.改正案を策定した委員会名
 - (社)日本電気協会の需要設備専門部会
 - b.改正案の趣旨,目的,内容等について

当該規格は電技解釈に引用されている規格であって,制定から約10年が経過していたことから,JESC 運営要領に基づき規定内容の確認を行いました。確認の結果,引続き電技解釈への引用は適正であると判断されましたが,当該規格内の技術的規定で引用しているJIS 規格が改正されたこと等から,改定を行うことの審議,評価を行うものです。

また,この改定に伴い,本規格を引用している電技解釈第 166 条の改正要請も合わせて行うもの

です。

3. 改正要請の提出予定

平成 23 年 12 月以降

4.問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で,関連資料の閲覧が可能です。また,郵送による資料の送付も行っておりますので,その際はお問い合わせください。ただし,複写代及び郵送代については実費をご負担願います。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電 話:03-3216-0553 (内線 269)

F A X: 03-3214-6005

E-mail: staff@jesc.gr.jp

所在地:〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館 4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成 23 年 10 月 26 日 (水) 受付終了日 平成 23 年 11 月 28 日 (月)

6.注意事項

ご意見は,氏名・連絡先(住所,電話番号,FAX又は電子メールアドレス)を明記し,書面若しくは電子メールにてご提出くださるようお願いいたします。

また,いただきましたご意見等につきましては,連絡先を除き,ご意見の要約又はすべてが 公開される可能性があることをご了承ください。

備考: 日本電気技術規格委員会は,電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議,承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成9年に設立された委員会で,上記案件は,委員会の規約に基づいて公表するものです。